

勝浦市地域おこし協力隊員（観光地再生戦略推進業務）募集要項

少子高齢化や人口減少による地域活力の低下や、集落のコミュニティとしての機能低下などが懸念されるなか、地域外からの人材や新たな発想・能力を誘致し、観光地再生戦略の推進により、定住を含む交流人口の増加による地域の活性化を図るとともに、誘致した隊員の定住・定着を図るため、以下のとおり「地域おこし協力隊員」を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員 2名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当する者を対象とする。

- (1) 年齢不問
- (2) 性別不問
- (3) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合は勝浦市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既に勝浦市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。
- (4) 地域の活性化に意欲があり、本事業終了後も引き続き本市に定住する意思のある者
- (5) 普通自動車運転免許を持っていること
- (6) パソコン(ワード、エクセルなど)の一般的な操作ができる者
- (7) 心身ともに健康で誠実に職務ができる者

3. 任期

採用の日から最長で3年間

※市との協議により1年単位で2度の更新が可能

4. 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 活動時間は原則として7時間とする。
- (2) 活動日数は原則として週5日とする。
- (3) 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定する。
- (4) 隊員は、年末年始、忌引など別に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて活動を行わないことができる。

5. 報償費等

報償費及び健康保険等の条件は次のとおり。ただし、隊員は市長から委嘱を受け、その活動の対価として、報償費の支給を受けるものとし、隊員と市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償費は月額166,000円とする。(1月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり8,300円の日割り計算により支給するものとする。)
- (2) 勝浦市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行う。なお、活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

(1) 朝市活性化に関する活動

勝浦朝市は、約400年の歴史を誇り、古くから住民の台所として栄えてきたが、出店者の高齢化や後継者不足などによりかつての賑わいを失いつつある。一方、勝浦市の貴重な観光資源である勝浦朝市を目的に来訪される観光客も多いことから、時代のニーズや社会情勢を捉えた未来へ向けた勝浦朝市の活性化が望まれる。このことから以下の活動を行う。

- ・ 勝浦朝市の現状の把握
- ・ 効果的な出店者とのコミュニティ醸成（勝浦朝市への出店も可能）
- ・ 勝浦朝市の「魅力の発見」「魅力の発表」「魅力の発信」

(2) フィルムコミッションに関する活動

勝浦市では、平成27年に勝浦ロケーションサービスを設立し、ロケ誘致による地域活性化を図ってきた。設立以降、4年間の実績は471件の問合せに対し、映画・テレビ番組・CMなど214件の成立があった。引き続き、海や山の豊かな自然や東京から近接性を生かしたロケ誘致を継続していく。このことから以下の活動を行う。

- ・ 既存ロケ地情報の整理・分析や新規ロケ地の発掘に伴う素材の撮影・PR
- ・ ロケ時の立会いや関係機関等への許可申請及び連絡調整
- ・ 勝浦ロケーションサービスの運営

7. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができる。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 活動拠点となる事務所の確保の支援
- (3) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (4) 隊員が地域に定着するための支援
- (5) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (6) その他

8. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへの参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。なお、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担する。）

9. 応募方法、審査方法、結果のお知らせ

(1) 応募方法

別紙「勝浦市地域おこし協力隊員（観光地再生戦略推進業務）応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票の写し（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付して勝浦市役所観光商工課定住・ビジネス支援係に郵送又は持参。

(2) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、勝浦市役所観光商工課窓口で配布する。また、勝浦市ホームページからもダウンロードにより入手可能

勝浦市ホームページURL

https://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=43075

(3) 審査方法

一次審査として書類審査を行い、二次審査として面接審査を行う。

(4) 結果のお知らせ

申込受付期間終了後、概ね10日程度で面接審査を行うか、不採用かの結果を通知する。面接審査終了後は、概ね10日程度で採用か不採用かの結果を通知する。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

10. 申込受付期間

2019年9月2日(月)～10月31日(木)

※郵送による場合は、当日必着です。

11. 応募、問い合わせ先

勝浦市役所 観光商工課定住・ビジネス支援係

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343-1

Tel : 0470-73-6687

Fax : 0470-73-8788

Eメール : kankou@city-katsuura.jp